

原子力被災12市町村における農業者に対する販路確保・拡大支援事業に係る業務運営支援
についての募集要項

2026年 3月 3日
公益社団法人
福島相双復興推進機構
営農再開グループ

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）では、福島原子力発電所事故により被災された農業者に対する販路確保・拡大支援事業に係る業務運営支援を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、本支援業務は、「福島県農林水産物等販路タイアップ事業実施要領」に基づく支援業務であることから、福島県から交付決定（2026年4月末頃を予定）されない場合は、本支援業務を中止または支援業務の内容を変更することがあります。

1. 事業の目的（概要）

当機構が、被災12市町村^{※1}で営農を再開した農業者に対して行う農産物の販路の確保・拡大の支援に関して、専門的知見に基づく助言・作業を行うことを通じ、被災12市町村で営農を再開した農業者等^{※2}の営農再開ならびに地域農業の復興に資することを目指すものである。

※1 被災12市町村：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※2 被災12市町村で営農を再開した農業者等：被災12市町村において営農中の方（個人農家・農業法人・生産組合等）、今後営農再開する方、新たに営農を始める方

2. 事業内容

（1）件名

原子力被災12市町村における農業者に対する販路確保・拡大支援事業に係る業務運営支援

（2）業務内容

当機構営農再開グループが実施する以下の①～⑤に関する助言・作業を実施する。

- ① 個別案件に関する対応方針作成等に関する支援（重要または特殊な案件については現場ヒアリング、提案資料作成などのハンズオン型支援を含む）
 - (a) 販路確保・拡大支援候補案件の情報整理
 - (b) 販路確保・拡大支援中案件への対応
 - (c) 販路確保・拡大支援終了案件への対応（支援農業者の支援終了後の状況調査等）
 - (d) 外部専門家（農業コンサルタント等）を活用した支援を実施する案件に関する対応 等
- ② 農業者のニーズに応じた新規販路開拓支援
 - (a) 県内外事業者（飲食店・卸）等とのマッチング
- ③ 物流改善や自治体との連携を考慮した販路確保・拡大支援施策、当機構の新たな支援施策の検討および提案
- ④ 農業者が出荷を希望する農産物（加工品含む）の市場規模・出荷候補先の調査に関する支援
- ⑤ 販路支援に資する野菜等の品種選定および流通構造を理解したうえでの販路開拓に関する「研修会」の実施

（3）業務期間

2026年5月中旬（契約締結日）～ 2027年2月26日（金）

（4）納入場所

〒960-8031 福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル4F
公益社団法人福島相双復興推進機構 営農再開グループ 販路・六次化支援課

3. 応募資格

本事業の申請者は、次の要件を満たす法人とする。

無断複製・転載禁止 関係者限り 公益社団法人福島相双復興推進機構

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行するために農業分野のコンサルティング実績があること。
- ③ 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ④ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑤ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑥ 当機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑦ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に当機構との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めるが、その場合は幹事法人を決めるとともに、幹事法人が企画提案書を提出すること。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできない。）

4. 応募をする上での心構え

- (1) 申請者は、応募にあたり、当機構が支援する農業者が福島原子力発電所事故により被災された農業者であることを認識するとともに、本件を受託した際には、農業者が被災された後に御苦労された状況を十分に理解した上で支援を進めなければならない。
- (2) 申請者は、本件が、営農再開、農地の貸借等、農業者が抱える課題解決を支援する公益活動を支援するものであるという自覚を十分認識した上で支援を進めなければならない。
- (3) 申請者は、本件を受託した際には、本件を行う従事者に対し、本項(1)(2)について周知徹底させなければならない。

5. 応募手続

(1) 募集期間

募集開始日 : 2026年 3月 3日 (火)

提案書・見積書の締切日 : 2026年 4月 3日 (金) 12時必着

(2) 質問期限及び回答方法

質問期限 : 2026年 3月17日 (火) 17時迄 (必着)

下記9. 記載のE-mailアドレス(様式任意)へ質問すること。

回答掲載予定日 : 2026年 3月23日 (月) 以降

当機構ホームページ (<https://www.fsrt.jp/procurement>) に回答を掲載する。

(3) 参加表明

参加表明期限 : 2026年 3月27日 (金) 17時迄 (必着)

参加表明は、下記9. 記載E-mailアドレスに回答すること。

参加表明が無い申請者からの応募は受け付けない。

(4) 応募書類

① 以下の書類を(5)により提出すること。

- ・ 申請書(様式1)
- ・ 見積書(書式任意)
- ・ 提案書(書式任意)
- ・ 実施体制(書式任意)
- ・ 会社概要等が確認できる資料(パンフレット等)
- ・ 直近の財務諸表
- ・ 業務委託契約書(案) ※代案がある場合

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。なお、応募書類は返却しない。

③ 応募書類等の作成費及びヒアリングに伴う交通費・日当等は経費に含まれない。また、選定結果に関わらず、提案書作成費用及びヒアリング出席に要する交通費・日当等の経費は支給しない。

(5) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより9. 記載のE-mailアドレスに提出すること。

※資料に不備がある場合は審査対象とならないので、記入要領等を熟読の上、注意して記入する

こと。

※一度に受信できるファイルサイズは10MBが上限となるため、10MBを超える場合は複数回に分けて送信すること。

(6) 秘密保持

契約書案記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに関わらず、入札者および当機構双方の遵守事項とする。

業務委託仕様書、業務委託契約書（案）ならびにその他の添付書類、および入札者・当機構間で行われた情報提供による秘密情報（個人情報を含む。）についても同様の扱いとする。

6. 審査について

(1) 決定方法

入札者の価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

(2) 審査方法

審査は、審査委員会等により実施し、決定する。応募期間締切後、提案内容のヒアリングおよび実施体制に記載されている業務実務者に対してヒアリングを行う。ヒアリングは原則対面とし、やむを得ない場合に限りオンラインによる実施を認める。実施場所は当機構執務室（会議室）とする。

(3) 審査基準

審査は、以下の基準に基づき総合的に評価する。

① 3. の応募資格を満たしているか。

② 「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価する。

(4) 採択事業者の決定及び通知について

採択事業者とされた申請者については、当機構のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知する。

7. 契約について

本公告に示した参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

委託候補先とされた申請者について、当機構と提案者との間で委託契約を締結する。

なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性がある。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となる。

業務委託契約書（案）に対する代案（修正要望）がある場合は、提案書および見積書の提出にあわせて、当該代案を提出すること。この場合、添付の業務委託契約書（案）を基にWordの校閲機能等を使用し、修正箇所が明確に判断できるよう作成のうえ提出すること。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合がある。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあるが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守を依頼することがある。

8. 提案書・見積書に記載すべき事項

(1) 提案書

① 事業の目的、内容、および実施方法

② 事業実施計画

③ 事業実施体制

※詳細には「評価項目一覧」を参照。各項目について、提案書から内容が読み取れない場合は評価0点となりため、必ず明確に記載すること。

(2) 見積書

① （様式2）見積書様式を参考に次の項目を明記すること。

作業項目

工数

費用

事業費

再委託（外注費）

一般管理費

- ② 業務実施のために交通費、出張費（宿泊費・日当）、調査費（資料購入・外部リサーチ機関利用）（以下、総称して「経費等」という。）が必要となれば見積書に含めること。
- ③ 再委託する場合には、提案書にその範囲（再委託先の名称・経歴、業務内容等）を明確に記載すること。
- ④ 一般管理費率は、原則として再委託費（外注費）を除く費用の10%以内とし、10%を超える場合は、その理由（根拠）等を記載すること。

9. 問い合わせ先

〒960-8031 福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル4F

公益社団法人 福島相双復興推進機構

総務調整グループ業務調整部契約管理課

担当：高橋、綿引

E-mail：kikou-koubo_r5-1@fsr.or.jp

お問い合わせは電子メールで行うこと。電話での問い合わせは受け付けない。

以 上